

種別	告示	出所	財務省	文書番号	第98号	文書日付	R04.03.31
輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第98号）							

## 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件

（財務省告示第98号・R04.03.31）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 発 国				着 陸 国			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
27.01	と			27.01	と		
27.09	[略]			27.09	[同左]		
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）			27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 一石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）		
2710.12	一軽質油及びその調製品 一一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） 一一一揮発油 一一二低重合度の混合アルキレン			2710.12	一軽質油及びその調製品 一一石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。） 一一一揮発油 一一二低重合度の混合アルキレン		
111	トリアロピレン	KL	KG	111	トリアロピレン	KL	KG
119	その他のもの	KL	KG	119	その他のもの	KL	KG
120	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの			120	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの		

	の(低重合度の混合アルキレンを除く。)	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	-----その他のもの	KL	KG
137	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	-----灯油		
141	-----低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
142	-----ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限り。)	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
900	-----その他のもの	KL	KG
2710.19	-----その他のもの		
	-----石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。)		
	-----灯油		
141	-----低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		

	の(低重合度の混合アルキレンを除く。)	KL	KG
	-----その他のもの		
181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	-----その他のもの	KL	KG
137	-----自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	-----その他のもの	KL	KG
	-----灯油		
141	-----低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	-----その他のもの		
142	-----ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限り。)	KL	KG
	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
900	-----その他のもの	KL	KG
2710.19	-----その他のもの		
	-----石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。)		
	-----灯油		
141	-----低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	-----その他のもの		
142	-----ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限り。)	KL	KG

142	-----ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限り。)	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	-----重油及び粗油		
	-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	-----製油の原料として使用するもの(関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。)		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。)のうち、農林漁業の用に供するもの		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		

	-----その他のもの		
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	-----その他のもの		
143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	-----その他のもの	KL	KG
	-----軽油		
151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	-----その他のもの	KL	KG
	-----重油及び粗油		
	-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	-----製油の原料として使用するもの(関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第2710.20号において同じ。)		
161	-----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第2710.20号において同じ。)のうち、農林漁業の用に供するもの		
163	-----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG
	-----その他のもの		
167	-----重油	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの		

	----- 製油の原料として使用するもの		
171	----- 重油	KL	KG
172	----- 粗油	KL	KG
	----- その他のもの		
	----- 硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	----- 重油	KL	KG
174	----- 粗油	KL	KG
	----- その他のもの		
175	----- 重油	KL	KG
179	----- 粗油	KL	KG
	----- 潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	----- 温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
188	----- 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	----- その他のもの		
193	----- 流動パラフィン	KL	KG
194	----- 切削油、絶縁油及び航空機潤滑油	KL	KG
195	----- 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
196	----- その他のもの	KL	KG
199	----- その他のもの	KL	KG
	----- その他のもの		
210	----- グリース	KL	KG
	----- その他のもの		
291	----- 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	----- その他のもの		
293	----- 液状の潤滑剤	KL	KG
299	----- その他のもの	KL	KG
2710.20	----- 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴		

	----- 製油の原料として使用するもの		
171	----- 重油	KL	KG
172	----- 粗油	KL	KG
	----- その他のもの		
	----- 硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	----- 重油	KL	KG
174	----- 粗油	KL	KG
	----- その他のもの		
175	----- 重油	KL	KG
179	----- 粗油	KL	KG
	----- 潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	----- 温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
188	----- 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	----- その他のもの		
193	----- 流動パラフィン	KL	KG
194	----- 切削油、絶縁油及び航空機潤滑油	KL	KG
195	----- 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
196	----- その他のもの	KL	KG
199	----- その他のもの	KL	KG
	----- その他のもの		
210	----- グリース	KL	KG
	----- その他のもの		
291	----- 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	----- その他のもの		
293	----- 液状の潤滑剤	KL	KG
299	----- その他のもの	KL	KG
2710.20	----- 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴		

	青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	----- 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	----- 揮発油		
	----- 低重合度の混合アルキレン		
111	----- トリプロピレン	KL	KG
119	----- その他のもの	KL	KG
120	----- 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	----- その他のもの		
181	----- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	----- その他のもの		
	----- 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	----- 温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	----- その他のもの	KL	KG
137	----- 自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	----- その他のもの	KL	KG
	----- 灯油		
141	----- 低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	----- その他のもの		
144	----- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	----- その他のもの		
142	----- ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限る。）	KL	KG
	----- その他のもの		
143	----- ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	----- その他のもの	KL	KG
	----- 軽油		

	青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）		
	----- 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）		
	----- 揮発油		
	----- 低重合度の混合アルキレン		
111	----- トリプロピレン	KL	KG
119	----- その他のもの	KL	KG
120	----- 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算9.5%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	KL	KG
	----- その他のもの		
181	----- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	----- その他のもの		
	----- 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	----- 温度15度における比重が0.8017以下のもの	KL	KG
132	----- その他のもの	KL	KG
137	----- 自動車の燃料用のもの	KL	KG
139	----- その他のもの	KL	KG
	----- 灯油		
141	----- 低重合度の混合アルキレン	KL	KG
	----- その他のもの		
142	----- ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の9.5%以上のものに限る。）	KL	KG
	----- その他のもの		
144	----- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	----- その他のもの		
143	----- ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
149	----- その他のもの	KL	KG
	----- 軽油		

151	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG	151	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
159	その他のもの	KL	KG	159	その他のもの	KL	KG
	重油及び粗油				重油及び粗油		
	温度15度における比重が0.9037以下のもの				温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	製油の原料として使用するもの				製油の原料として使用するもの		
161	重油	KL	KG	161	重油	KL	KG
162	粗油	KL	KG	162	粗油	KL	KG
	温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの				温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のものうち、農林漁業の用に供するもの		
163	重油	KL	KG	163	重油	KL	KG
164	粗油	KL	KG	164	粗油	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
	硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの				硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
165	重油	KL	KG	165	重油	KL	KG
166	粗油	KL	KG	166	粗油	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
167	重油	KL	KG	167	重油	KL	KG
169	粗油	KL	KG	169	粗油	KL	KG
	温度15度における比重が0.9037を超えるもの				温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
	製油の原料として使用するもの				製油の原料として使用するもの		
171	重油	KL	KG	171	重油	KL	KG
172	粗油	KL	KG	172	粗油	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
	硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの				硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
173	重油	KL	KG	173	重油	KL	KG
174	粗油	KL	KG	174	粗油	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
175	重油	KL	KG	175	重油	KL	KG
179	粗油	KL	KG	179	粗油	KL	KG
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）				潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、				温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、		

	作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの				作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
188	温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG	188	温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
193	流動パラフィン	KL	KG	193	流動パラフィン	KL	KG
194	切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG	194	切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
195	焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG	195	焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
196	その他のもの	KL	KG	196	その他のもの	KL	KG
199	その他のもの	KL	KG	199	その他のもの	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
210	グリース	KL	KG	210	グリース	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
291	温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG	291	温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
	その他のもの				その他のもの		
293	液状の潤滑剤	KL	KG	293	液状の潤滑剤	KL	KG
299	その他のもの	KL	KG	299	その他のもの	KL	KG
	[略]				[同左]		
2710.91	[略]			2710.91	[同左]		
2710.99	[略]			2710.99	[同左]		
27.11				27.11			
?	[略]			?	[同左]		
27.15				27.15			
	[略]				[同左]		
61.01				61.01			
?	[略]			?	[同左]		
61.05				61.05			
61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6106.10	綿製のもの			6106.10	綿製のもの		
010	ニブブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ボロシャツその他これらに類するシャツ	NO	KG		ニブブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ボロシャツその他これらに類するシャツ		

020		NO		KG	011		NO		KG
	---	その他のもの				---	しゅうしたのもの、レースを使用したもの及び標幟類の組織を 有するもの		
						012	---	その他のもの	
						020	---	その他のもの	
6106.20		[略]			6106.20		[同左]		
6106.90		[略]			6106.90		[同左]		
61.07					61.07				
∧		[略]			∧		[同左]		
61.17					61.17				
[略]					[同左]				